

長 建 協 発 第109号
平成28年 6月 7 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

平成28年度予算の執行に伴う公共工事の前金払の特例に係る
取り扱いについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、平成28年度予算の早期執行に向け、時限的措置として、平成28年度における同省直轄工事における前払金の使途を拡大する特例措置を講じることとなった旨、別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

この措置により、前払金の使途範囲が全ての現場管理費と一部の一般管理費（工事着手に必要な技術者・従業員の給料など）が対象に加わることとなります。

なお、この特例措置は、同省における平成28年度の時限措置であり、地方自治体等での適用にあたっては、諸規則の改正が必要となってきます。

追って、本件に関するご不明な点がございましたら、西日本建設業保証長崎支店（095-824-5260）へお問い合わせ願いますことを申し添えます。